

令和3年8月2日

保護者様

埼玉県立大宮東高等学校長 上條 岳

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う
対応について（依頼）

残暑の候、保護者の皆様におかれましては、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動に御理解と御協力を賜りありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス陽性者の急激な増加を受け、令和3年7月30日に本県が緊急事態宣言の措置区域と指定されました。

あわせて、県教育委員会から家庭内感染が拡大しているため、各御家庭での感染症対策の徹底のお願いがありました。

つきましては夏季休業中ではありますが、下記の内容について家族ぐるみで感染防止対策の実践と徹底をよろしくお願いいたします。

何か御不明な点等がございましたら、下記担当まで御連絡くださいますようお願い申し上げます。

記

- ア 御家庭における健康観察の徹底と規則正しい生活習慣の徹底
- イ 体調不良の際は絶対に登校せず自宅で静養する。
※家族に体調不良者がいる場合・家族に濃厚接触者と判定され結果が出ていない場合も判定結果が出るまで当校は控えてください。
- ウ 手洗いの徹底と適切な換気・保湿、マスクの着用
- エ 不要不急の外出を避け、可能な限り速やかな帰宅
- オ 生徒同士の会食等の自粛

埼玉県立大宮東高等学校

担当教頭 中村・北尾

TEL 048-683-0995